

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成30年度 第1回専門部会（相談支援部会）次第

日 時 平成30年7月27日（金）
午前10時00分から
会 場 市役所8 大会議室

1 開 会

2 内 容

- (1) 委嘱状等の交付について
- (2) 委員の紹介
- (3) 部会長及び副部会長の選出について
- (4) 計画相談の報酬改定の概要
- (5) その他

3 閉 会

1 委嘱状等の交付について

野田市では、障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）の規定に基づき、障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条（障害者差別解消支援地域協議会）の規定に基づき、差別解消の取組を円滑に行うため「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」を設置。

さらに、複雑、多様化する障がい者施策に対応するため、関係機関等との連携機能の強化や情報の共有、問題への対応等を協議するため、実務者により構成された4つの専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会）を設置し、本会である協議会へ協議結果の報告等を行い野田市の障がい福祉の向上を図ることを目的としています。

本専門部会の委員選任の経緯について

「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱」

第7条 専門部会

- ・本会の委員のうちから会長が指名した者
- ・委員の推薦に基づき市長が委嘱した者
- ・職員のうちから市長が任命した者

事前に各所属団体より委員の推薦を頂いた各専門部会の委員案について、本年6月25日に開催された野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において決定されたもの。

委嘱・任命期間 平成30年7月1日～平成32年3月31日

2 委員の紹介

別紙 相談支援部会委員名簿のとおり。

なお、委員名簿及び会議録については、野田市ホームページへ公開の対象となっています。

3 部会長及び副部会長の選出について

本部会における部会長及び副部会長を選出するもの。

部 会 長	
副 部 会 長	

4 計画相談の報酬改定の概要

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みについて」(H30.3.30)より

1 計画相談支援等の現状

計画相談支援等は、「障害者制度改革推進本部等にて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」の施行により、障害福祉サービスの利用にあたりサービス等利用計画等の作成が必要となった。

計画書等の作成の義務化等により、相談支援事業所の数は全国で見ると平成24年度からの3年間で約3倍に増加している。

2 計画相談支援等の課題

- (1) 対象者の状況等を勘案した適切なモニタリング期間が設定されていない。
- (2) 質の高い相談支援を提供することが困難になっている。
- (3) サービスの質に応じて評価する報酬体系となっていない。
- (4) 相談支援専門員としての公正中立性が担保されていない。
- (5) 事業経営面においても計画相談支援等の単体の収支が赤字であり、独立採算が困難な状況にある。

3 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 計画相談支援等の質が向上するよう、モニタリングの標準期間の一部を見直し
- (2) 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数を設定
- (3) 相談支援の質に応じて評価する報酬体系
- (4) 特定事業所加算の拡充
- (5) 事業所の独立採算

4 今後の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援専門員の質の向上
- (2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
- (3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発

5 その他

平成30年度 相談支援部会開催予定

第1回	7月27日(金)	午前10:00	8階大会議室
第2回	11月16日(金)	午後 1:30	511、512 会議室 5階
第3回	2月27日(水)	午後 1:30	保健センター (予定)

定期開催以外にも必要により、部会長との協議の上、臨時的に開催。

当部会において協議したい内容や報告したい事案等がございましたら事務局までご連絡をお願いします。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
 専門部会 相談支援部会 委員名簿

平成30年7月1日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
五十嵐 孝子	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センター のだネット
市岡 武	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	サポートセンター沼南
上野 友和	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所はーとふる
亀井 宏純	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センター さくら
柄澤 隆一	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援 センターはーとふる
川合 良輔	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定特定相談支援事業所 梅の木
古藤 栄一	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	サポート芽吹
齋藤 康平	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定特定相談支援事業所 ウイズ
坂 美雪	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園
中島 伸幸	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 アイナケアプランセンター
中野 徹也	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会 福祉協議会
中村 成彦	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センターいちい の木
橋本 竜也	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所ラシーク
堀口 美千代	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センター そよかぜ
鈴木 良造	H30.7.1から H32.3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市肢体不自由児者 父母の会
池田 亜由美	H30.7.1から H32.3.31まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター 子ども支援室
志賀 絵里香	H30.7.1から H32.3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉セン ター
山崎 正浩	H30.7.1から H32.3.31まで	関係行政機関の職員	野田市介護保険課
吉田 利恵	H30.7.1から H32.3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援 学校